

障害者控除と要介護の親の早見表

控除額の早見表と、障害者控除の対象となる人の範囲(国税庁の原文どおり) | 登録不要・無料

表の時点: 国税庁タックスアンサー No.1160「令和8年4月1日現在法令等」(2026年10月4日確認)

国税庁 No.1185:「介護保険法の要介護認定を受けられただけでは障害者控除の対象とはなりません。」65歳以上の親は、市町村長等の認定を受けた場合などに対象になります。

障害者控除の金額(No.1160)

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円

所得控除の額です。税額がこの金額だけ減るわけではありません。

同居特別障害者とは(No.1160)

特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族のうち、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人です。

障害者控除を受けられる場合

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合です(No.1160)。配偶者が障害者の場合は、配偶者控除の他に障害者控除が控除できます(No.1191)。

障害者控除の対象となる人の範囲(No.1160 の原文どおり)

障害者控除の対象となるのは、次のいずれかに当てはまる人です。網かけは、要介護の親に関係が深い項目です。

(1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人

→ この人は、特別障害者になります。

(2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人

→ このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

→ このうち障害等級が1級と記載されている人は、特別障害者になります。

(4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人

→ このうち障害の程度が1級または2級と記載されている人は、特別障害者になります。

(5) 精神または身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)または(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人 **市町村長等の認定**

→ このうち特別障害者に準ずるものとして市町村長、特別区長や福祉事務所長の認定を受けている人は特別障害者になります。

(6) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人

→ このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障害者となります。

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人

→ この人は、特別障害者となります。

(8) その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする(介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる)人 **寝たきり**

→ この人は、特別障害者となります。

「要介護○なら対象」とは言えません

厚生労働省は、要介護認定は介護の手間のかかり具合を判断するもので、障害認定とは判断基準が異なり、要介護認定の結果のみで一律に身体障害者の何級に相当するかを判断するのは困難と説明しています(平成14年8月1日 事務連絡)。認定の方法は市町村が定めるため、このPDFでは要介護度ごとの目安は示していません。

■ 確かめる手順(チェック欄つき)

- ☐ 1. 手帳を確かめる 親が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳などを持っているかを確かめる。持っていれば、表の(2)～(4)に当たるかを手帳の記載で確かめる(交付を申請中のときは国税庁 No.1186)。
- ☐ 2. 市区町村の窓口尋ねる 手帳がなく65歳以上なら、親が住む市区町村の窓口「障害者控除対象者の認定」の有無と申請方法を尋ねる(国税庁 No.1185)。要介護認定を受けているだけでは対象になりません。
- ☐ 3. 必要なものをそろえて申請する 申請書のほか、介護保険被保険者証・申請する人の本人確認書類、代理なら委任状などを求める市区町村があります。必要なものは市区町村ごとに確認します。本人のほか、扶養している家族が申請できる案内が複数あります。
- ☐ 4. 認定書(または非該当の通知)を受け取る 区分(障害者／特別障害者)と、翌年以降も使えるか(有効期間)を確かめて保管します。
- ☐ 5. 扶養親族などに当たるかを確かめる その年12月31日の現況で、生計を一にしているか・合計所得金額が下の上限以下かなどを確かめる(判断に迷うときは税務署へ)。
- ☐ 6. 年末調整が確定申告で申告する 会社員は勤務先に出す「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」で、それ以外や年末調整で済まないときは確定申告で申告します。

手順3・4は、複数の市区町村の申請の案内(2026年10月4日確認)に共通していた内容です。市区町村によって認定の方法・必要書類・有効期間は違います。

■ 扶養親族・同一生計配偶者の所得要件

年分	合計所得金額
令和8年分から	62万円以下
令和7年分	58万円以下
令和2年分から令和6年分まで	48万円以下

62万円は令和8年12月1日に施行され、令和8年分から適用(国税庁 用語集・No.1180・令和8年度税制改正Q&A)。
このほか、生計を一にしていること、事業専従者でないことなどの要件があります(その年12月31日の現況で判定)。

■ メモ欄

親が住む市区町村・窓口	
申請した日／申請した人	
認定書の交付日・区分(障害者・特別障害者)	
認定書の有効期間(翌年以降も使えるか)	
申告する年分と方法(年末調整・確定申告)	
勤務先・税務署に確認したこと	

■ 出典(2026年10月4日確認)

1. 国税庁 タックスアンサー No.1160「障害者控除」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1160.htm>
2. 国税庁 タックスアンサー No.1185「市町村長等の障害者認定と介護保険法の要介護認定について」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1185.htm>
3. 国税庁 タックスアンサー No.1186(手帳の交付を申請中の場合)／No.1180「扶養控除」／No.1191「配偶者控除」／用語集
4. 国税庁 質疑応答事例「福祉事務所の認定を受けていない認知症の高齢者に係る障害者控除の適用」「障害者控除の適用を受けることのできる年分」
5. 国税庁「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A」(令和8年5月)
6. 国税庁「A2-1 給与所得者の扶養控除等の(異動)申告」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648.01.htm>
7. 厚生労働省 事務連絡「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成14年8月1日) <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/020904/2-3.html>
8. 市区町村の認定の申請の案内(共通事項の確認):横浜市・名古屋市・大阪市・神戸市・世田谷区の各案内ページ